

南魚沼市における可燃ごみ処理施設の安全管理について

平成31年1月中旬以降、加茂市田上町消防衛生保育組合が運営する一般廃棄物焼却場において、法律で定められた排出基準値を超えるダイオキシン類が検出された事件について、各方面で報道がなされているところです。

この問題は、当事者のみならず、全ての一般廃棄物処理施設の運営管理に対して不安や疑念を生じかねず、行政不信を引き起こしかねない問題であると思いますので、南魚沼市における一般廃棄物処理施設、特に可燃ごみ処理施設の安全管理について、改めてご説明申し上げます。

- ① 南魚沼市においては、ダイオキシン類だけでなく、ばいじんや硫黄酸化物、窒素酸化物などについて、法律で定められた排出基準値を遵守し、それを絶対に超えることのないよう運転管理を行っています。
- ② 法定基準より更に厳しい自主基準を定め、その自主基準値を超えるおそれがあるような不具合が生じた場合は、焼却炉を停止し、その原因の究明と具体的有効な対策を施したうえで、運転を再開します。排出基準値を超えるような異常状態で運転を継続することはありえません。
- ③ 炉を停止したことにより、ごみを処理しきれなくなった場合は、他の市町村が運営する一般廃棄物処理施設などに処理を委託するなど、市民生活に支障が生じないよう最大限の対策を講じます。これには多額の費用が掛かりますが、どんなに経費が掛かろうとも、市民生活の安全安心を最優先に考え、市の責任において実行してまいります。

南魚沼市廃棄物対策課